

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	破砕業の変更の許可		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第2項 ※別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 54日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年3月10日	標準処理期間 最終変更年月日	平成28年5月24日
所管部署	環境部 環境政策課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

### 【根拠法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(変更の許可)

第七十条 破砕業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

### 【審査基準法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(許可の基準)

第六十九条 都道府県知事は、第六十七条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 破砕業許可申請者が第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないこと

※第六十二条第一項第一号の「主務省令で定める基準」は「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第六十二条」を参照

※第六十二条第一項第二号イからヌまでは、「解体業の許可」の項を参照

(変更の許可)

第七十条

- 2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。